

社会福祉法人大津市社会福祉事業団役員報酬及び費用弁償等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大津市社会福祉団（以下「事業団」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。ただし、施設長等の事業団職員を兼務する役員等には報酬等を支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会、その他の会議への出席、監事監査等の法人業務に従事する毎に日額で10,400円（所得税込）を支給する。ただし、大津市常勤特別職若しくは一般職と兼務する役員等には、これを支給しない。
- (3) 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 賞与については、別表2に定める額
 - (3) 退職慰労金については、別表3に定める額
 - (4) 通勤手当については、給与規程第27条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に準ずる額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、給与規程第7条に規定する日に支給する。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月に給与規程第39条で定める日に支給する。
 - (3) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 事業団は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成5年2月17日制定の社会福祉法人大津市社会福祉事業団役員報酬及び費用弁償等規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月29日)

1 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間における常勤役員の報酬等については、別表1、2に代えて次のとおりとする。

(1) 常勤役員等の報酬 理事長 月額 210,000円

(2) 常勤役員等の賞与 なし

2 前項の期間、常勤役員の週勤務時間は26時間を標準とする。

3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 常勤役員等の報酬

理事長 月額 268,200円

別表 2 常勤役員等の賞与

6月及び12月の賞与 嘱託職員の雇用等に関する要綱別表第3に定める「賞与」の規定を準用する。

別表 3 常勤役員等の退職慰労金

従事期間	3年	5年	10年	15年以上
退職慰労金	50,000円	100,000円	150,000円	200,000円